

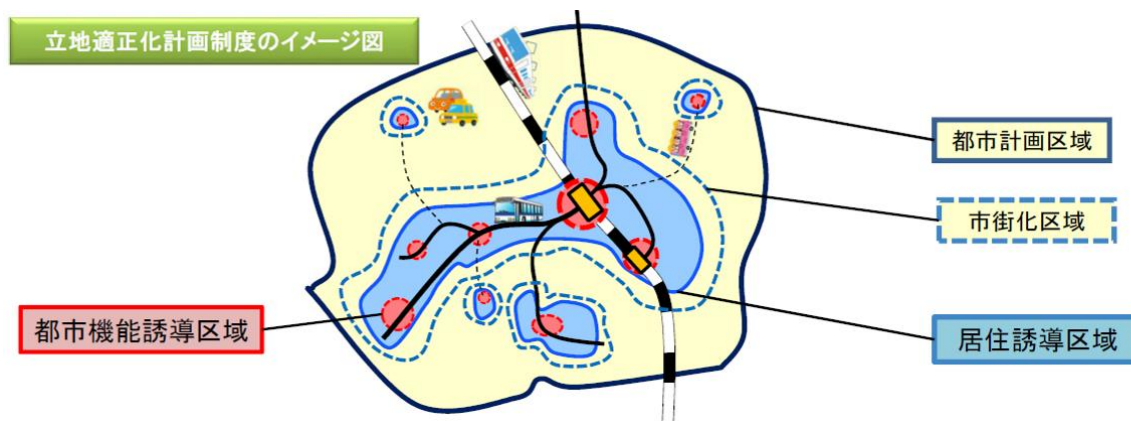
第1章 立地適正化計画の概要

1.1 背景と目的

多くの地方都市では、人口増加に伴い郊外開発が進み市街地等が拡散することで、低密度な市街地が形成されてきました。その後、急激な人口減少と高齢化が進展し、今後もさらにその傾向が高まることが予測されていることから、拡散した市街地のままで人口が減少し居住の低密度化が進むと、一定の人口密度に支えられてきた医療・福祉、子育て支援、商業等の生活サービスの提供が将来困難になりかねない状況にあります。さらに、近年の災害の水災害等の頻発・激震化を受けて、防災・減災を主流にした安全・安心の社会づくりが強く求められています。また、人口減少や少子高齢化という人口動態の変化に加え、社会資本の老朽化も進展しており、厳しい財政制約の下での対応も併せて求められています。このような状況下において、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現することや、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが大きな目標となっています。

こうしたなかで、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民がこれらの生活利便施設等に円滑にアクセスできるなど、公共交通も含めて都市構造全体を見直し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方に基づくまちづくりを、行政と住民、民間事業者が一体となって推進していくしくみとして、国は、都市再生特別措置法を改正し、立地適正化計画制度を創設しました。立地適正化計画は、同法に基づき、市町村が策定することができるもので、都市機能誘導区域と居住誘導区域を設定し、医療・福祉、商業、公共交通等の様々な都市機能と居住機能の適正な誘導により、人口減少・超高齢社会にも対応できるコンパクトで暮らしやすい持続可能な都市構造の再構築を図るものです。

当町は現在（令和4年（2022年）時点）、人口は増加傾向にあるものの、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）の推計では、将来的に少子高齢化とともに人口が減少に転換していくとの予測もあります。町全体が比較的コンパクトにまとまり、多彩な居住環境を有する当町では、駅や役場、商業施設や公園等の集積する町の中心部（まちなか）の魅力化を図りつつ、様々なニーズに対応して新たな居住を適正に受け入れ、良好な自然環境や景観、コミュニティ、生活文化、利便性など、それぞれの住環境の魅力を将来にわたって享受し続けられるまちなかの実現に向けて、『御代田町立地適正化計画』（以下「本計画」という。）を策定します。



出典：立地適正化計画作成の手引き 国土交通省（R4.4）

図 「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方のイメージ

1.2 位置付け

本計画は、『長野県都市計画ビジョン』（平成31年（2019年）3月策定）をはじめ県が定める関連計画との整合を図りながら、『第5次御代田町長期振興計画・後期基本計画』（令和3年（2021年）3月策定）など当町の上位計画に即して定めるものです。

より魅力のあるまちづくりの展開に向け、本計画と同時並行で検討してきた『御代田町まちづくり基本計画』（令和5年（2023年）3月策定）の反映を図り、同計画とともに、中間見直しの時期に差し掛かっている『御代田町都市計画マスタープラン』（平成27年（2015年）6月策定）を補完するものとして位置づけられます。

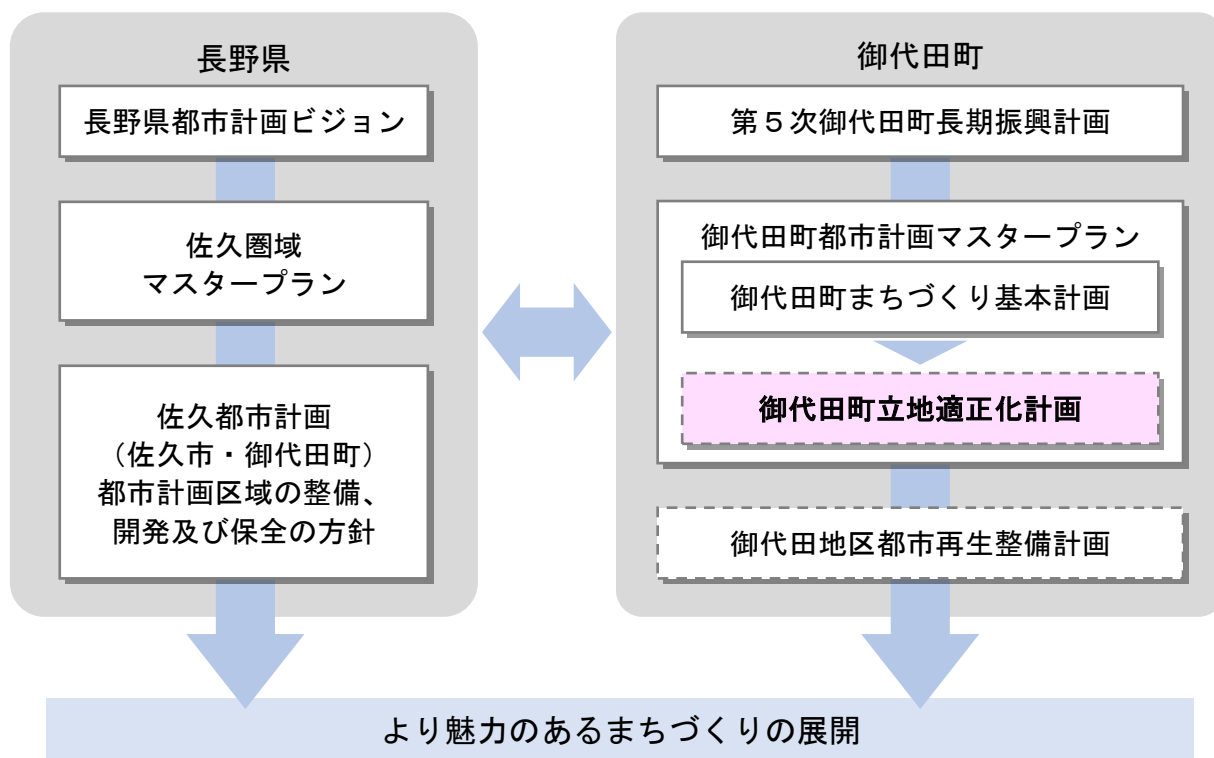


図 計画の位置づけ

1.3 計画期間

立地適正化計画は、中長期的な時間軸のなかで居住や都市機能の適正な誘導を取り組んでいく必要があることから、令和5年度（2023年度）から令和24年度（2042年度）までの20年間の計画期間とし、概ね5年ごとに計画の評価・検証を行い、必要に応じて、その内容の見直しを行います。



図 計画期間

1.4 計画区域

国土交通省による「都市計画運用指針」では、都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体を立地適正化計画の区域とすることを基本としていますが、都市計画区域外にも一定の居住がある当町では、基本的には都市計画区域を対象にしながらも、同区域外の集落なども含めた暮らしの場全体を捉えて計画を策定します。

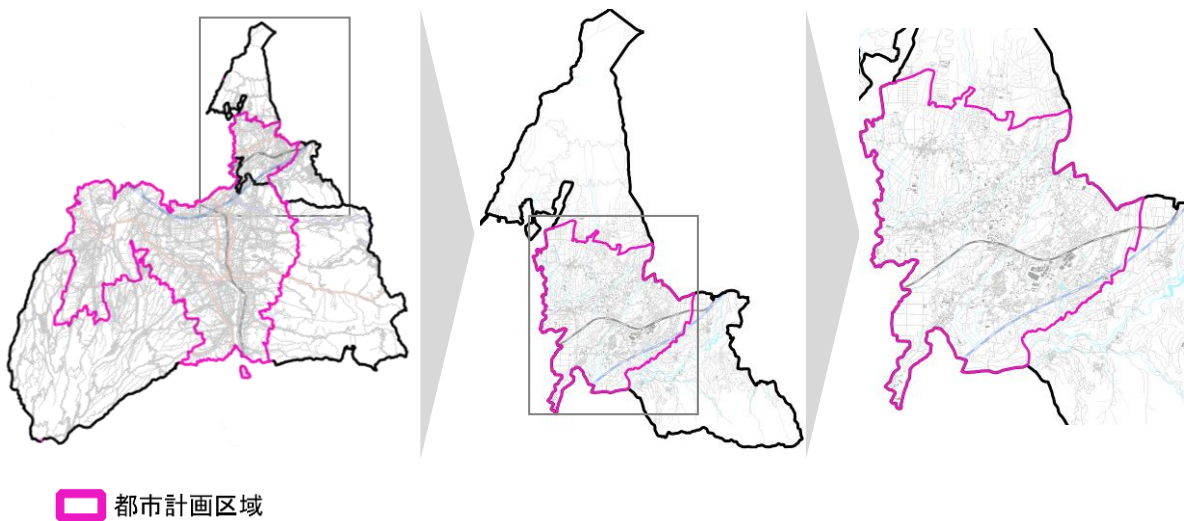


図 計画区域

出典：国土数値情報

1.5 策定事項

立地適正化計画において定める事項は、以下のとおりです。各事項の詳細については、第3章以降に記載します。

(1) 基本的な考え方

当町の立地適正化における基本的な考え方として、上位・関連計画を踏まえて、まちづくりの目標と基本方針を示し、これに基づく立地適正化の方向性を定めて、これにより目指す都市構造や今後の居住形態のあり方を示します。

(2) 居住誘導区域

○ 区域の設定

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域です。

(3) 都市機能誘導区域

○ 区域の設定

都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。

○ 誘導施設の設定

誘導施設とは、都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能増進施設[※]です。

[※]居住者の公共の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。

(4) 誘導施策

居住や都市機能の誘導を図るうえで必要となる施策を定めます。

(5) 防災指針

居住や都市機能の誘導を図るうえで必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、これに基づく具体的な取組と合わせて定めます。